

宮城県仙台合同庁舎売店運営業務 企画提案募集要領

本要領は、宮城県仙台合同庁舎売店運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

宮城県仙台合同庁舎売店運営業務

2 事業目的

宮城県仙台合同庁舎に食品等を販売する売店を設置し適切に運営することにより、勤務する職員等の福利厚生の充実及び来庁者等の利便性向上を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

4 事業費（委託上限額）

0円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

6 契約の相手方の選定

本業務は、県が公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

3 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

5 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。

（1）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをして

いる者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

(1) 企画提案募集開始	令和8年 1月 8日（木）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年 1月 14日（水）
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年 1月 16日（金）
(4) 企画提案への参加申込みの期限	令和8年 1月 19日（月）
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年 1月 23日（金）
(6) 企画提案の選考（プレゼンテーション）	令和8年 1月 27日（火）
(7) 企画提案書の選考結果通知	令和8年 1月 29日（木）
(8) 契約締結（予定）	令和8年 2月上旬
(9) 業務開始	令和8年 4月 1日（水）

第4 応募手続

1 企画提案書作成時に関する質問の受付

応募に当たって、企画提案書作成等に関する質問を下記のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限

令和8年1月14日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

（ア）件名：【事業者名】宮城県仙台合同庁舎売店等運営業務に係る質問書

（イ）電子メールアドレス：syokut@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県総務部職員厚生課 企画管理班）

（ウ）電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、令和8年1月16日（金）までに宮城県総務部職員厚生課の

ホームページ（宮城県公式ホームページ内）に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合も、その旨ホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込

（1）提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部
- イ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部
- ウ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部
- エ これまで実施した類似店舗の概要が分かる資料を提出すること。

（2）提出期限

令和8年1月19日（月）まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日必着とする。

（4）提出先

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎6階）

3 企画提案書の提出

（1）提出書類

- 下記を満たす企画提案書 7部
- ア A4版両面印刷（カラー印刷も可）
- イ 表紙と目次を除き10ページ以内

（2）企画提案書の構成

- ア 売店のレイアウト及び販売する商品の一覧（想定販売価格を含む。）
- イ 当該売店の営業収支見込
- ウ 業務開始（開店）までのスケジュール
- エ 業務の実施体制（商品配送の頻度及びクレーム対応を含む。）
- オ 類似店舗の実績内容

（3）提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）

（4）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日必着とする。

（5）提出先

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

第5 業務委託候補者の選考

1 選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

各委員の評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、その提案者のうち、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

また、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

2 企画提案書の選考（プレゼンテーション審査）

(1) 実施日 令和8年1月27日（火）※実施時間は別途通知する。

(2) 実施会場 宮城県行政庁舎5階 総務部会議室（予定）

（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

(3) 実施方法

- ・プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は30分以内（説明時間15分以内、質疑応答15分以内）とする。
- ・事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、大型モニター等の使用を希望する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。

なお、この場合、パソコン等必要な設備（モニターを除く。）は提案者が用意すること。

3 選定結果の通知、審査及び選定結果に関する質問

審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

1 売店運営業務の内容（配点50点）

- (1) 売店のレイアウトは適切か。（10点）
- (2) 販売品目は適切か。（10点）
- (3) 販売価格の設定は適切か。（20点）
- (4) 業務開始までのスケジュールは適切か。（10点）

2 業務の実施体制（配点50点）

- (1) 商品配送の体制・頻度は適切か。（10点）
- (2) 防犯への対策は適切か。（10点）
- (3) クレーム等への対応は適切か。（10点）

- (4) 類似店舗の実績は十分か。（10点）
- (5) 売店運営の収支計画は適切か。（10点）

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
 - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めことがある。

第8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、下記により行う。

- 1 受注者の決定
審査委員会において選定した受注候補者を契約の相手方として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用し随意契約を行う。
- 2 契約書及び業務の仕様の確定
 - (1) 契約書は、発注者と受注者で協議の上作成する。
 - (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、発注者と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

第9 その他必要な事項

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (2) 企画提案書提出後は、原則として、差替え、変更及び取消は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 県は、企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、宮城県情報公開条例（平成11

年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(6) 本提案募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。